

## 第3章 緊急事態応急対策計画

### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

京都府は、国、関係市町、関西電力（株）、その他防災関係機関と、緊急時及び災害発生時における原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、別図のとおり情報連絡体制等を整備する。

#### 第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

##### 1 情報収集事態が発生した場合

- (1) 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- (2) 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- (3) 京都府は、国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

##### 2 警戒事態が発生した場合

- (1) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力(株)により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、P A Zを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。

(2) 関西電力(株)は、高浜発電所又は大飯発電所において、原子力事業者防災計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、京都府、京都府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。

なお、連絡系統図は、別図1-1(高浜発電所)、別図1-2(大飯発電所)のとおりとする。

(3) 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

### 3 施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

(1) 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者(以下「原子力防災管理者」という。)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに(15分以内を目途)京都府をはじめ内閣府(内閣総理大臣)、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸(内閣官房)、関係地方公共団体、関係府県警察本部、高浜町及びおおい町の消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する関西電力(株)への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸(内閣官房)、内閣府、京都府及び京都府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。

(3) 市は、高浜発電所及び大飯発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(4) 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

なお、連絡系統図は、別図2-1(高浜発電所)、別図2-2(大飯発電所)のとおりとする。

(5) 市は、原子力防災管理者及び京都府から通報・連絡を受けた事項について、関係する機関等に連絡するものとする。

なお、これらの連絡系統図は、別図3のとおりである。

## 第2 応急対策活動情報の連絡

### 1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- (1) 原子力防災管理者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係地方公共団体、関係府県の警察本部、所在市町の消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に関西電力（株）の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡するものとされており、さらに関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する関西電力（株）への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、関西電力（株）等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- (3) 市は、指定地方公共機関との間において、関西電力（株）及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- (4) 市及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。
- (5) 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

### 2 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報の連絡）

- (1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係府県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は通報を受けた事象に対する関西電力（株）への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

なお、連絡系統図は、別図2-1（高浜発電所）、別図2-2（大飯発電所）のとおりとする。

- (2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

市は、国の現地対策本部、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力（株）及びその他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- (3) 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動

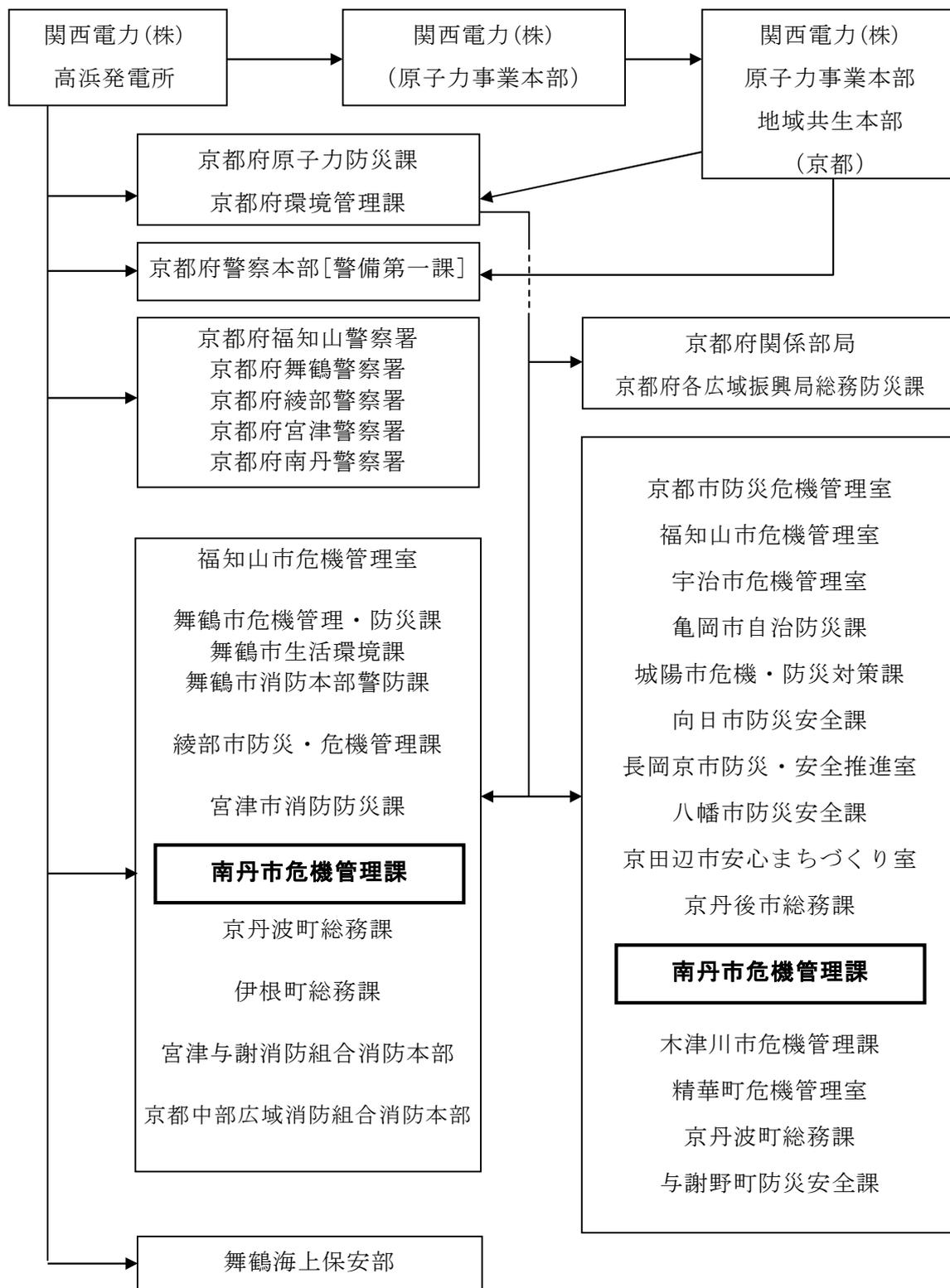
の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

- (4) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市、京都府、福井県等をはじめ関西電力（株）、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

別図 1 - 1

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図

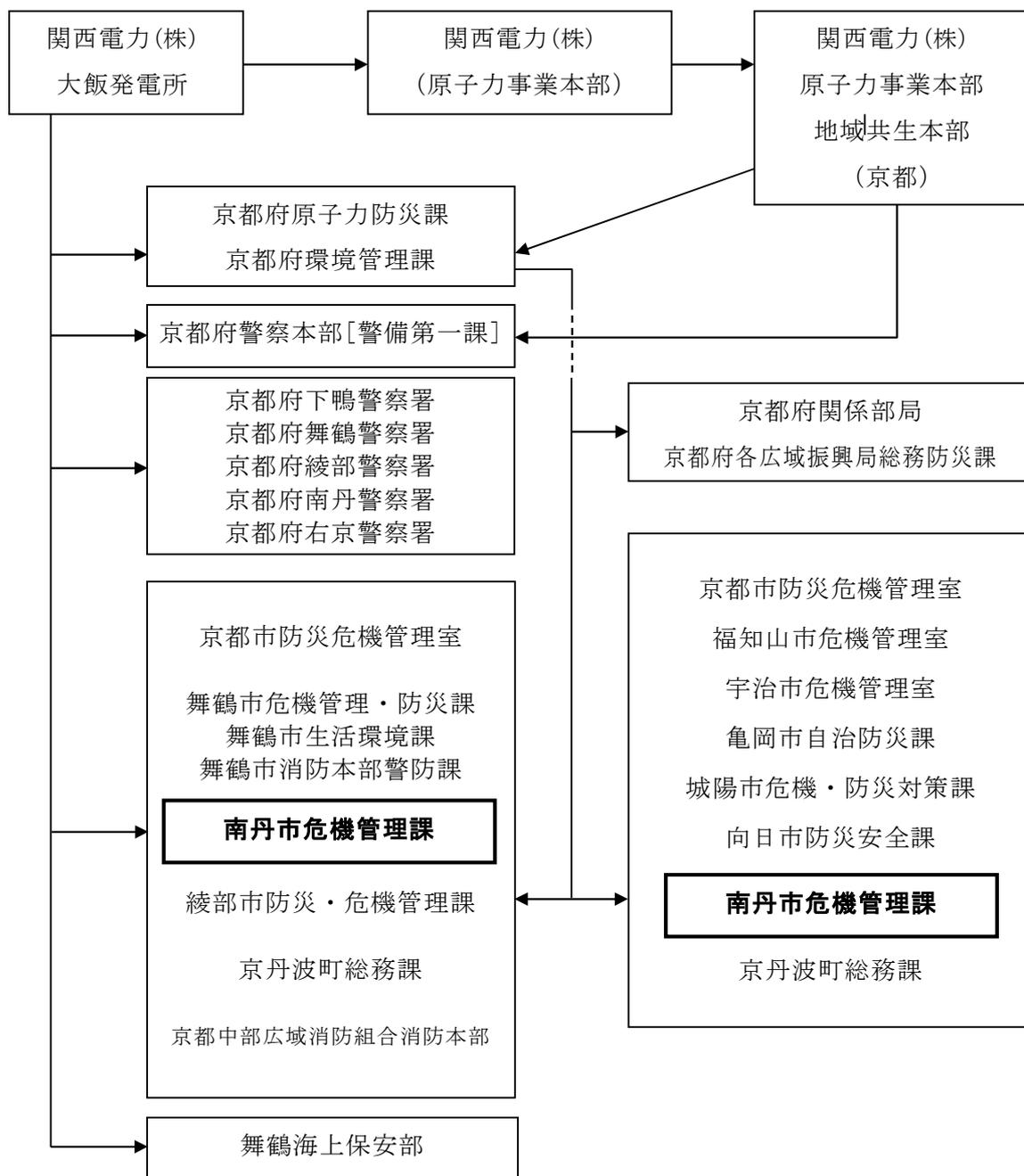
(高浜発電所)



※関西電力(株)は電話による着信確認を行う。

別図 1 - 2

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図  
(大飯発電所)

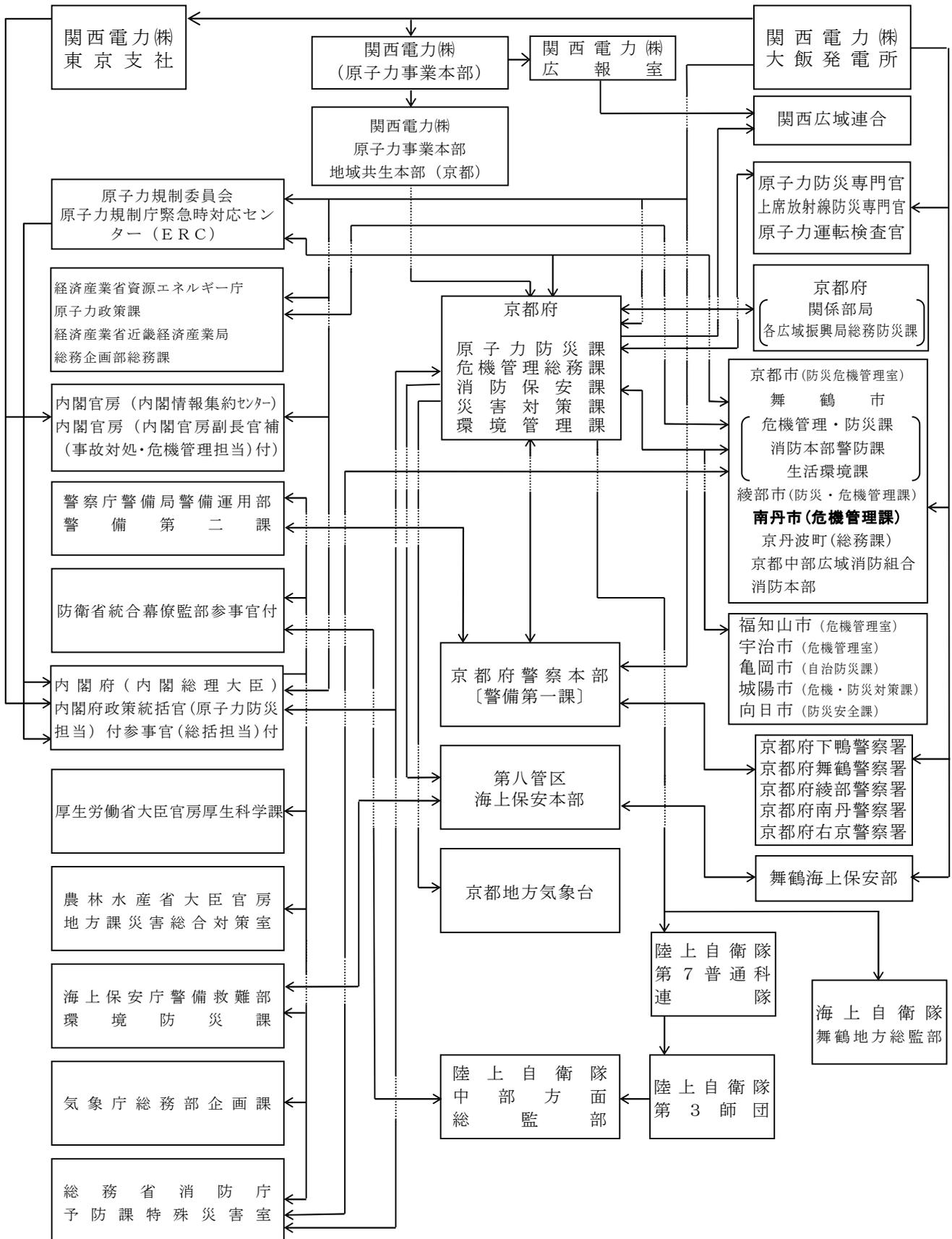


※関西電力(株)は電話による着信確認を行う。



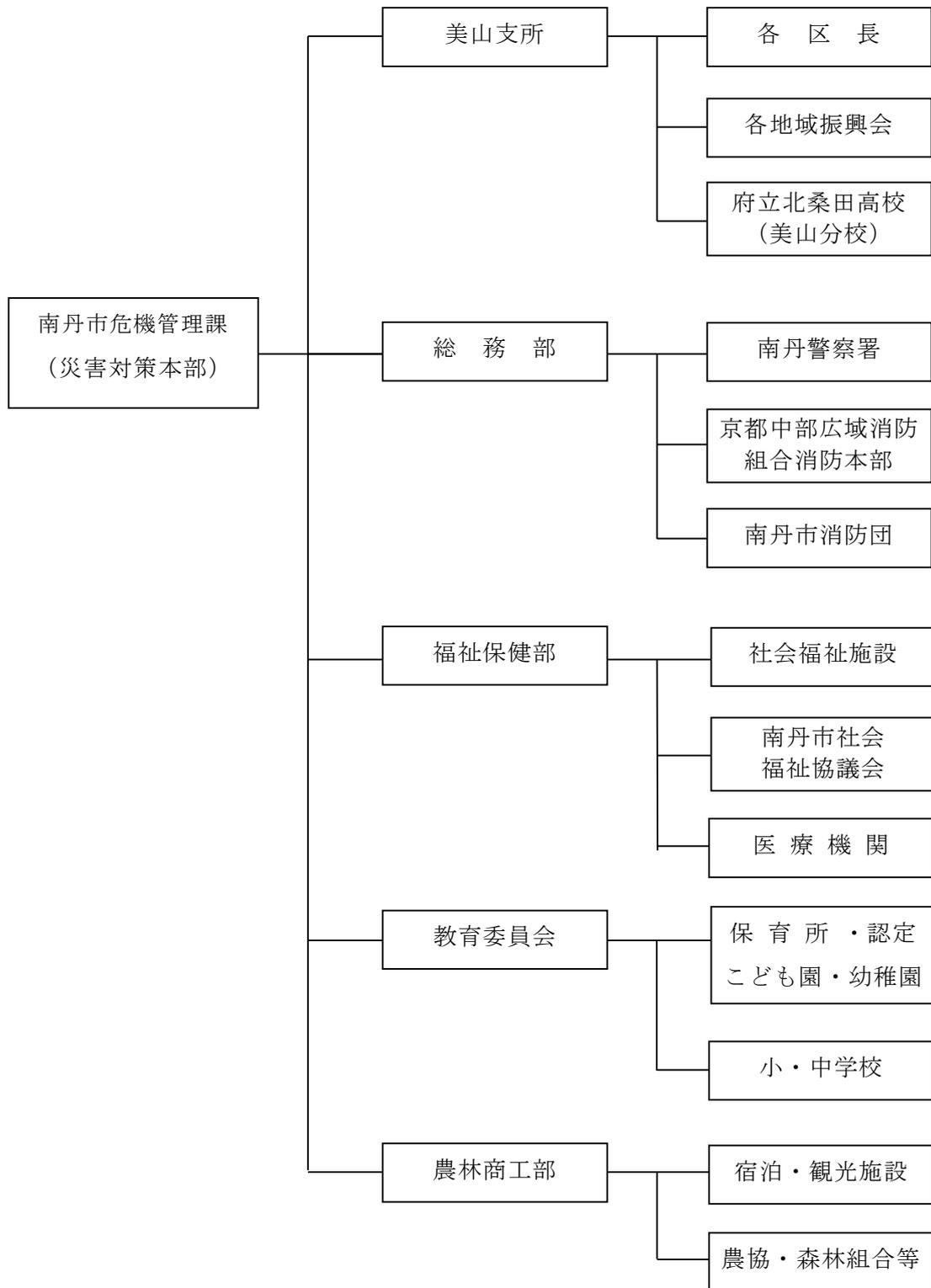
別図2-2

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（大飯発電所）



別図3

南丹市における情報連絡系統図



### 第3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT及びN-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、京都府は伝達された内容を京都府内市町村及び関西広域連合等に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 第4 放射性物質又は放射線の影響を早期把握するための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や京都府等の関係機関に協力するものとする。

## 第3節 活動体制の確立

### 第1 南丹市の活動体制

#### 1 情報収集事態発生時の警戒態勢

市は、情報収集事態発生時に、直ちに、関係部課連絡会議を開催し、京都府と連携しながら、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

なお、関係部課連絡会議の構成等は別表1のとおりとする。

#### 2 事故対策のための警戒態勢

##### (1) 警戒態勢

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとり、市事故対策本部を設置するとともに、国、京都府及び関西電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

なお、事故対策本部の構成、組織等は別表2のとおりとする。

##### (2) 情報の収集

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、関西電力(株)等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況把握に努めるものとする。

##### (3) オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

##### (4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

(5) 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(6) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

警戒態勢として事故対策本部を設置した場合におけるその解除基準は、次のようなものが考えられる。

ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

3 災害対策本部の設置等

(1) 市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、京都府から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置し、国、京都府、関西電力（株）及び関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置するものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、高浜発電所、大飯発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了したとき又は対策の必要がなくなると認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は、別表2のとおりとする。

(4) 他の災害対策本部等との連携

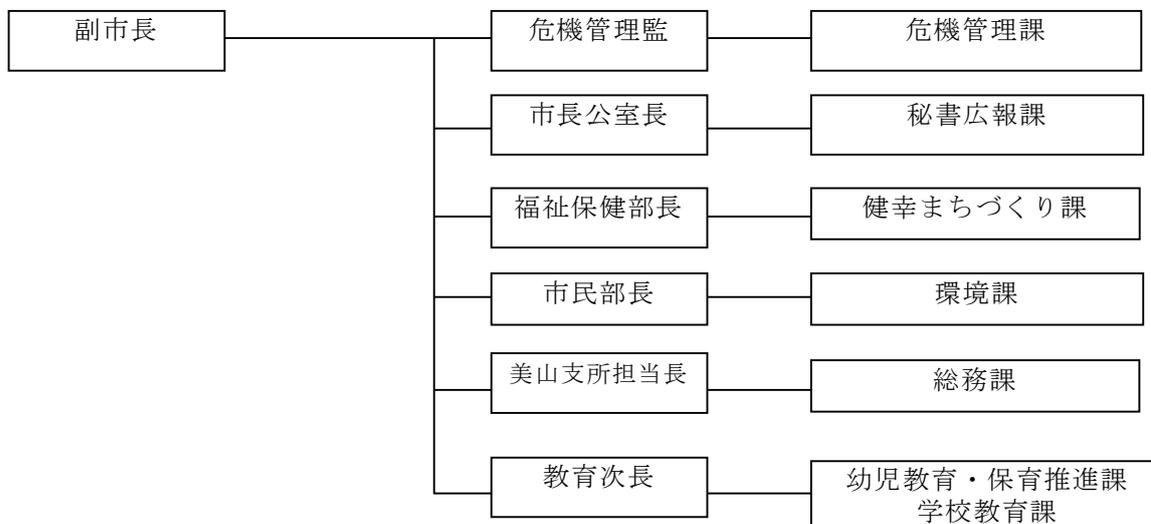
複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

別表 1

関係部課連絡会議の体制

1 構成



2 担当部課の事務分掌

担当部	担当課名	事務分掌
総務部	危機管理課	1 関係部課連絡会議の招集及び運営に関する事。 2 関西電力株式会社との連絡調整に関する事。 3 防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 情報収集に関する事。 5 防災行政無線に関する事
市長公室	秘書広報課	1 広報活動に関する事。 2 報道機関に対する情報提供に関する事。 3 記者発表、記者会見に関する事。 4 有線テレビでの放送に関する事。
福祉保健部	健幸まちづくり課	1 緊急時医療措置等の準備に関する事。
市民部	環境課	1 京都府環境管理課との連絡調整に関する事。
美山支所	総務課	1 地域との連絡調整に関する事。 2 緊急時の連絡体制の準備に関する事。
教育委員会	幼児教育・保育推進課 学校教育課	1 保育所等との連絡調整に関する事。 2 小・中学校との連絡調整に関する事。

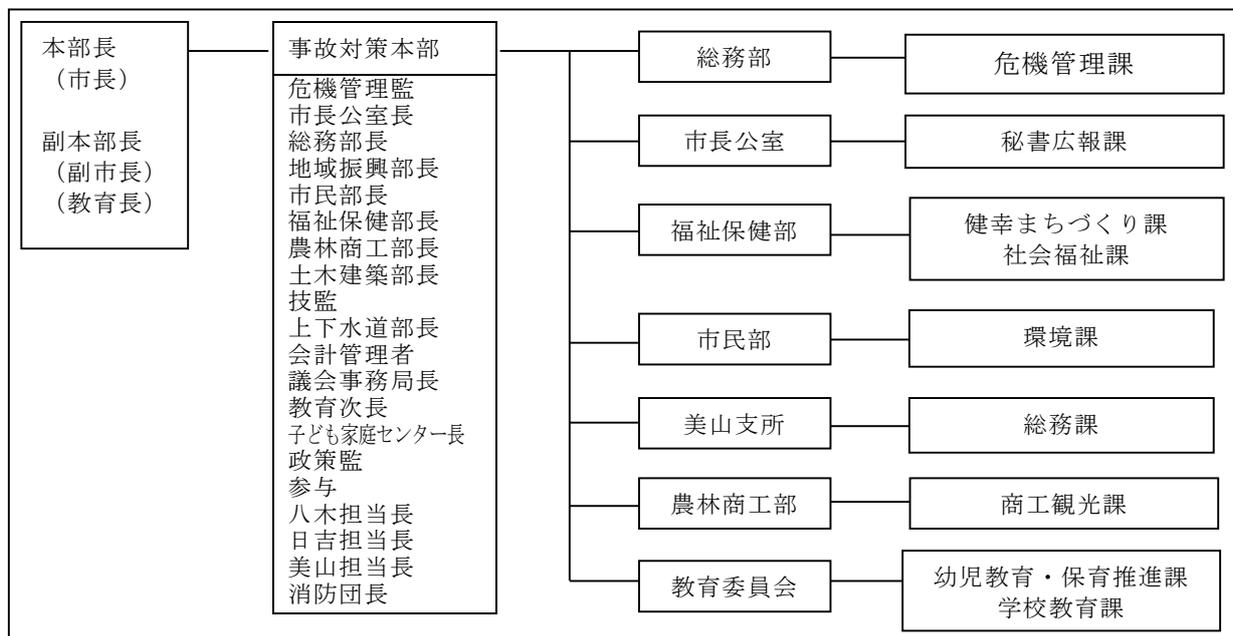
3 その他事項

関係部課連絡会議に係る事項については、別表4に定めるところによる。

別表2

事故対策本部の体制

1 構成



2 担当部課の事務分掌

担当部	担当課名	事務分掌
総務部	危機管理課	1 事故対策本部会議の招集及び運営に関する事。 2 関西電力株式会社との連絡調整に関する事。 3 防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 京都府等との連絡調整に関する事。 5 防災行政無線に関する事。 6 被ばく防護資機材の調達等に関する事。 7 災害情報の収集に関する事。
市長公室	秘書広報課	1 広報活動に関する事。 2 報道機関に対する情報提供に関する事。 3 記者発表、記者会見に関する事。 4 有線テレビでの放送に関する事。
福祉保健部	健幸まちづくり課	1 緊急時医療措置等に関する事。 2 ヨウ素剤の準備・配付に関する事。
	福祉相談課	1 災害時要援護者の避難に関する事。
市民部	環境課	1 緊急時モニタリングに関する事。
美山支所	総務課	1 地域との連絡調整に関する事。 2 緊急時の連絡体制の準備に関する事。
農林商工部	商工観光課	1 農林関係団体との連絡調整に関する事。 2 宿泊施設・観光施設への情報提供に関する事。
教育委員会	幼児教育・保育推進課 学校教育課	1 保育所等との連絡調整に関する事。 2 小・中学校との連絡調整に関する事。

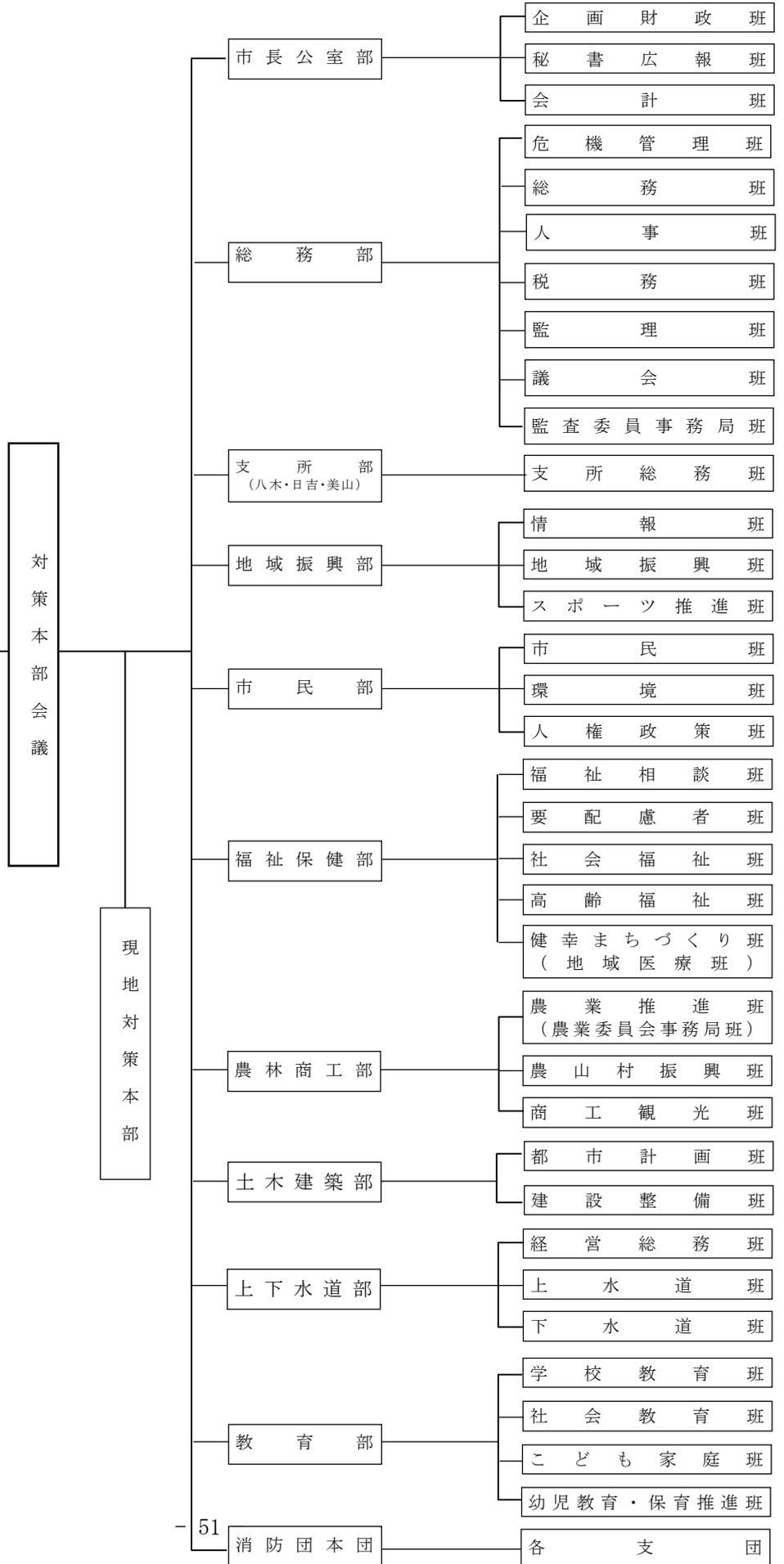
3 その他事項

事故対策本部に係る事項については、別表3に定めるところによる。

別表3

災害対策本部の体制

1 構成



2 担当部課事務分掌

部	班	事務分掌	所管担当課
美山支所部	支所総務班	①現地対策本部の設置に関する事 ②対象区長、地域振興会長へ連絡に関する事 ③災害対策本部との連絡調整に関する事 ④避難対象地域へ職員派遣に関する事 ⑤関係団体との連絡調整に関する事 ⑥美山支所の避難準備に関する事 ⑦府立北桑田高校美山分校（本校含む）への情報伝達に関する事 ⑧現地での警察、消防署等関係機関との確認に関する事 ⑨消防団美山支団との連絡調整に関する事	支所総務課
総務部	危機管理班	①市災害対策本部の設置・運営及び職員動員に関する事 ②原子力災害合同対策協議会に関する事 ③関西電力株式会社との連絡調整に関する事 ④京都府、南丹警察署、園部消防署等関係機関との連絡調整に関する事 ⑤オフサイトセンターとの連絡調整 ⑥被ばく防護資機材の調達・管理に関する事 ⑦市消防団への避難誘導要請に関する事 ⑧防災行政無線の放送に関する事	危機管理課
	総務班	①危機管理班の応援に関する事 ②災害等の情報収集・整理に関する事 ③職員動員状況の調整と把握に関する事 ④美山支所部への職員派遣に関する事 ⑤市の防災業務関係者の安全管理に関する事	総務課 (人事課) (税務課) (監理課) (監査委員事務局)
	議会班	①議会との連絡調整に関する事	議会事務局
市長公室部	秘書広報班	①オフサイトセンターへの送迎に関する事 ②報道機関との連絡調整に関する事 ③広報車による避難広報巡回に関する事 ④有線テレビの緊急放送に関する事 ⑤市ホームページの掲載(災害状況、避難状況等)に関する事	秘書広報課 (企画財政課) (会計課)
地域振興部	地域振興班	①輸送交通機関との連絡調整に関する事 ②福祉保健部との調整(災害時要支援者対策)に関する事 ③避難輸送計画の作成及びバス派遣に関する事	地域振興課 (情報課) (スポーツ推進課)
市民部	市民班	①市民相談窓口の設置・受付に関する事	市民課
	環境班	①緊急時モニタリングの実施に関する事 ②犬、猫等ペットに対する対処指導に関する事 ③放射性物質の除去及び除染に関する事	環境課
	人権政策班	①被災者等の人権相談に関する事。 ②市民班、環境班の応援に関する事。	人権政策課
福祉保健部	福祉相談班	①災害ボランティアセンター開設要請に関する事	福祉相談課
	要配慮者班	①災害時要配慮者への避難支援に関する事 ②災害時要配慮者施設避難計画の作成及び避難指示に関する事	福祉相談課 (社会福祉課) (高齢福祉課)

部	班	事務分掌	所管担当課
	健幸まちづくり班	①緊急時医療体制の確認、各医療機関との連絡調整に関すること ②救護所設置に関すること ③医師会との連絡調整による市民の健康管理に関すること ④ヨウ素剤の準備・配付等に関すること ⑤避難退域時検査に関すること	健幸まちづくり課 (地域医療室)
農林商工部	農業推進班	①農作物の移動制限の対処に関すること ②家畜等の対処指導に関すること ③農協、農業関連団体との連絡調整に関すること。	農業推進課 (農業委員会事務局)
	農山村振興班	①森林組合等農林関係団体との連絡調整に関すること ②避難対象地域の避難完了確認(現地派遣)に関すること	農山村振興課
	商工観光班	①観光、宿泊施設との連絡調整に関すること ②避難所開設に係る必要物資の確保に関すること	商工観光課
土木建築部	都市計画班	①輸送バスの添乗による避難誘導に関すること ②避難所への必要物資輸送に関すること ③避難所運営の支援に関すること	都市計画課
	建設整備班	①国道、府道の通行規制等情報収集に関すること ②南丹警察署との調整による市道通行止措置に関すること ③避難対象地域の避難完了確認(現地派遣)に関すること ④仮設住宅建設計画の作成に関すること	建設整備課
上下水道部	上水道班	①各避難所への給水活動に関すること ②避難所での給水場所の設置に関すること ③仮設住宅建設時の上下水道整備に関すること ④飲料水の取水制限に関すること ⑤水道水の汚染検査に関すること	上水道課 (経営総務課)
	下水道班	①仮設住宅建設時の上下水道整備に関すること ②下水道の汚染検査に関すること ③放射能汚染された汚泥処理に関すること	下水道課
教育部	学校教育班	①小・中学校との連絡調整に関すること ②避難所開設準備(福祉保健部と合同調整)に関すること ③学校施設の使用禁止措置に関すること ④京都府教育委員会との連絡調整に関すること ⑤避難児童、生徒の把握及び教育環境の確保に関すること	学校教育課 (社会教育課)
	幼児教育・保育推進班	①保育所等への連絡調整、指示に関すること	幼児教育・保育推進課 (こども家庭課)
八木支所部	支所総務班	①避難所開設に関すること ②広報車による避難広報巡回(美山支所管内)に関すること	支所総務課
日吉支所部	支所総務班	①第二次現地対策本部開設準備に関すること ②広報車による避難広報巡回(美山支所管内)に関すること	支所総務課
市消防団		①避難対象地域の住民避難誘導に関すること ②避難広報の巡回に関すること	美山支団 各支団

3 その他

災害対策本部に係る組織、構成、所掌事務等については、上記に定めるもののほか、別表4及び「一般計画編第3章第1節 災害対策本部等運用計画」のとおりとする。

別表 4

南丹市 連絡調整会議・災害警戒本部・災害対策本部体制

体制		連絡調整会議	災害警戒本部	災害対策本部
設置時期		情報収集事態発生時	警戒事態となった場合	施設敷地緊急事態となった場合 全面緊急事態となった場合
事態の主な内容		高浜町又はおおい町で震度5弱又は5強の地震発生	福井県で震度6弱以上交流電源が1系統のみになった場合 原子炉冷却材の漏えい	敷地境界付近で5 $\mu$ Sv/h 全交流電源喪失(30分以上) 蒸気発生器への給水機能喪失 原子炉制御室の機能喪失 全直流電源喪失(5分以上)
本部長		副市長	市長	同左
設置場所		防災会議室	同左	同左
参集方法	時間内	庁内電話による連絡	同左	同左
	時間外	危機管理課からの電話連絡	同左	同左
総務部		危機管理課	総務課	危機管理課 総務課
市長公室		・各部長 ・必要に応じ必要と認める各班員	秘書広報課	全課
福祉保健部			健幸まちづくり課	全課
福祉事務所			社会福祉課	
市民部			環境課	全課
農林商工部			商工観光課	全課
土木建築部				全課
上下水道部				全課
議会事務局				全課
教育委員会			幼児教育・保育推進課 学校教育課	全課
美山支所		総務課	総務課	全課
八木・日吉支所			総務課	全課
市消防団			団長、副団長	同左
南丹警察署 園部消防署		※事故状況、対策の緊急度合いにより、緊密な連絡調整が必要な場合は、出席を依頼		

## 第2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者を出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

なお、原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

## 第3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、京都府とともに国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

## 第4 応援要請及び職員の派遣要請等

### 1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、京都府に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

〔資料〕 2-7-6-① 相互応援協定等の締結状況

### 2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

## 第5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し派遣要請を求めるものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を求めるものとする。

## 第6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

## 第7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる市の防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

### 1 防災業務関係者の安全確保

市は、市の防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者等との間で連携を密にし、京都府の協力を得て適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

### 2 防護対策

(1) 災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(2) 市は、京都府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計、安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

### 3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。

(2) 市の防災業務関係者の放射線防護を担う班を定めておくものとする。

(3) 市は京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(4) 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

(5) 市は国や京都府等とともに、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(6) 市は、市の防災業務関係者の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、京都府、関西電力（株）等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(7) 京都府は、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、要請を受けた

防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

## 第4節 避難、一時移転等の防護措置

### 第1 避難、一時移転等の防護措置の実施

- 1 市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。
- 2 市は、警戒事態発生時には、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行うものとする。
  - ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
  - ・避難ルート、避難先の概要
  - ・移動手段の確保見込み
  - ・その他必要な事項
- 3 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、市は、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとする。
  - ・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
  - ・避難ルート、避難先の概要
  - ・移動手段の確保見込み
  - ・その他必要な事項
- 4 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施等を指示するとともに、OILに基づく防護措置の準備として、次の事項について状況の把握や共有を行う。
  - ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
  - ・避難ルート、避難先の概要
  - ・移動手段の確保見込み
  - ・その他必要な事項

さらにUPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び京都府と連携し、緊急時モニタリング結果及

び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国に要請するものとする。

5 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、京都府又は市独自の判断で避難指示を行うことができることとされている。その際には、市は、国及び京都府と緊密に連携する。

6 避難対象区域を含む市は、住民等の避難誘導に当たっては、京都府と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、避難対象区域を含む市は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

7 避難対象区域を含む市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。

8 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、京都府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、京都府は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すものとされている。

9 市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

10 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双

方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

- [資料] 3-4-1-① 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数  
3-4-1-② 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数  
3-4-1-③ 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の1～5 μmの微粒子に対する除去効率

## 第2 避難所等

- 1 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設できるよう努めるものとする。
- 2 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都府及び市に提供できるよう努めるものとする。
- 3 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 4 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、市は、京都府及び関西広域連合と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施できるよう努めるものとする。

なお、市は京都府と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- 5 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。
- 6 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 7 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- 8 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国、京都府及び関西広域連合と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。

### 第3 広域一時滞在

- 1 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては京都府に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- 2 市は、京都府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方

公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

- 3 京都府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を市に代わって行うものとされている。
- 4 国は、市及び当該市を包括する京都府が被災により自らが広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

#### 第4 安定ヨウ素剤の配布及び服用

避難又は一時移転等の対象区域を含む本市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

《事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示》

- 1 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の市民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。
- 2 市は、京都府と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、市民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の準備及び服用を指示するものとする。

《緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示》

- 1 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- 2 原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせるできない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

#### 第5 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

## 第6 要配慮者等への配慮

- 1 避難対象区域を含む市は、京都府及び関西広域連合に協力を求めるとともに、関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。
- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

## 第7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

## 第8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置催促

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

## 第9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関と連携し、警戒区域若しくは避難の指示した区域において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

## 第10 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 市は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- 2 被災した市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- 3 市及び京都府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

## 第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

## 第6節 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

- 1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。

市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施する。

- 2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果をとりまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、京都府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、

代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

## 第7節 緊急輸送活動

### 第1 緊急輸送活動

#### 1 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、京都府等の防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な要員及び資機材の輸送

第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### 2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

(1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

(2) 負傷者、避難者等

(3) 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

(4) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

(5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(6) その他緊急に輸送を必要とするもの

#### 3 緊急輸送体制の確立

(1) 避難対象区域を含む市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(2) 避難対象区域を含む市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、京都府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ京都府や周辺市町村に支援を要請するものとする。

(3) 避難対象区域を含む市は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 第2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む市道路管理者は、交通規制に当たる京都府警察本部と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通確保に必要な措置をとるものとする。

# 第8節 救助・救急及び医療活動

## 第1 救助・救急及び医療活動

- 1 避難対象区域を含む市は、京都中部広域消防組合と協力し、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ京都府、関西電力(株)その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。
- 2 避難対象区域を含む市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力(株)等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 避難対象区域を含む市及び京都中部広域消防組合は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、京都府広域消防相互応援協定に基づく応援隊、緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- (1) 救急・救助の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市への進入経路及び集結(待機)場所など

## 第2 医療措置

市は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

- [資料]
- 3-7-2-① 消防機関の救急車両
  - 2-6-2-⑪ 原子力災害医療体制
  - 3-7-2-② ヨウ素剤配布計画

# 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやす

い情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

## 第1 住民等への情報伝達活動

1 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり小さくするため、京都府及び関係機関と協力して、広報車、防災行政無線、有線放送等あらゆる手段を用いて、次に掲げる事項について住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(1) 事故が発生した施設名、発生時刻

(2) 事故の状況と今後の予想

(3) 各地域住民のとるべき行動についての指示

2 市は、住民等への情報提供にあたっては国、京都府等と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

3 市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市、国及び京都府が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、住民等の心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

4 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、京都府、関係周辺市町及び関西電力(株)等と相互に連絡をとりあうものとする。

5 市は、情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- 6 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

- 〔資料〕 3-8-1-① 広報車両保有台数  
 2-6-3-① 南丹市防災行政無線  
 2-6-3-③ 孤立防止対策用衛星電話  
 2-6-3-④ 有線放送設備（CATV）光ケーブル  
 2-6-3-⑤ 災害時優先電話一覧表

## 第2 住民等からの問い合わせに対する対応

- 1 市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- 2 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、高浜町、おおい町、関係周辺府県、消防機関、府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害をうける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

### 1 ボランティアの受入れ

市は、国、京都府及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

## 2 国民等からの義援物資、義援金及び見舞金の受入れ

### (1) 義援物資の受入れ

被災した市は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

### (2) 義援金の受入れ

市は、京都府と十分協議の上、義援金及び見舞金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

## 第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 避難対象区域を含む市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 避難対象区域を含む市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

## 第12節 水資源対策

- 1 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。
- 2 水道事業者等及び下水道管理者は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。

- 3 放射線物質の放出により、水源が広域的に汚染されることが予想されるため、市は、飲料水や生活用水への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

## 第13節 家庭動物等対策

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。

市は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。

## 第14節 関西電力株式会社の行う応急対策

関西電力(株)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、発電所原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力(株)の規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じる。

### 第1 災害状況の把握

関西電力(株)は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置し、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速且つ的確に収集する。

- 1 事故の発生時刻および場所
- 2 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- 3 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- 4 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- 5 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
- 6 気象状況
- 7 収束の見通し
- 8 その他必要と認める事項

### 第2 原子力災害医療

原子力緊急時対策本部は、被ばく患者、傷病者が発生した時は、発電所で定める関連標準により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

### 第3 退避誘導および発電所内入域制限

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づく災害対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定する場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

### 第4 原子力災害の拡大防止を図るための措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- 1 災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- 2 汚染拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- 3 立入制限区域の設定
- 4 危険物施設の防護措置

### 第5 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、発電所原子力事業者防災業務計画に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

### 第6 住民広報窓口の設置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置するものとする。